

松 高 第 663 号
平 成 27 年 7 月 27 日

福祉用具販売事業者 各位

松 原 市 健 康 部
高 齢 介 護 課 長

負担割合証交付に伴う介護保険福祉用具の申請について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、介護保険制度改正に伴い、平成27年8月1日から負担割合証が各被保険者に交付され、一定以上の所得がある被保険者において、介護サービスにおける自己負担割合が2割に引き上げられる場合がございます。

つきましては、介護保険福祉用具購入におきましても、領収書記載日が平成27年8月1日を過ぎる場合は負担割合証に応じた自己負担額（1割または2割）が適用されません。

つきましては、下記の通りの対応をお願いいたします。

記

■介護保険福祉用具購入にかかる領収書記載日について、納品後、福祉用具購入費自己負担分を領収した日が領収書記載日となります。よって、納品前に自己負担分（全額または一部）を領収したとしても、納品日が平成27年8月1日以降であれば負担割合証の負担割合（1割または2割）が適用されます。

※ 事前申請日が平成27年8月1日以前であったとしても、領収書記載日が平成27年8月1日以降となった場合は、いかなる理由があっても、負担割合証の負担割合（1割または2割）が適用されます。

松原市健康部高齢介護課
認定係 担当：仲埜
TEL072-334-1550(内 2258)